



特集

3

「終活」トラブルの芽を摘む

— よりよく「いきる」、よりよく「おくる」—

中村 芳彦 Nakamura Yoshihiko 弁護士、法政大学大学院法務研究科教授

専門は裁判外紛争解決手続（ADR）。経済産業省「安心と信頼のある『ライフエンディング・ステージ』の創出に向けた普及啓発に関する研究会」委員長。



「終活」という言葉の意味するもの

人は、誰しも死を逃れることはできません。自分や家族が元気なうちは、死を意識することなく、日々の生活や仕事の中で慌ただしく時を過ごします。しかし、重い病気や高齢という事態になると、死と向き合い、残された時間をどのように過ごすかという問題に直面します。

「終活」という造語は、そうした人生の終わりに生ずるさまざまな^{おも}想いの中で、それまでの自分の人生を振り返り、遺しておきたいもの、家族へ伝えたいことは何かという問いかけから生まれました。人生のバトンを、誰に、どのようなかたちで渡すのかを自らが問われ、関係者が「個」を強く意識することで、多様な気持ちが引き起こされます。

そして、そうした死に向かう人々の願いを受け止めようと、終活をめぐるサポートなどもさまざまに行われるようになり、「消費者」という立場から、何をどう選択するかといった問題も問われるようになりました。

自由な選択の先にある「トラブルの芽」

「葬儀は要らない」「樹木葬にしてほしい」「海に見える丘で眠りたい」「散骨して欲しい」「もう霊園契約をしてしまった」…葬儀やお墓のか

たち1つをとって試してみても、さまざまな^{さく}想いが錯^{さく}綜^{そう}し、遺される家族としては「世間体が悪い」「家から遠く、供養することが大変だ」「常識的な普通のお墓に入ってほしい」などの感情も生まれるかもしれません。そこには、死を迎えていく人の純粹さゆえの希望と、残される人々の思惑やこれからの生活というギャップが引き起こす問題、あるいは、世代の違いによる伝統や格式をめぐる価値観の違いによる問題が存在しています。

これらのケースに共通してみられる特徴は、どこか慌ただしく旅立っていく旅人に似ているように感じられます。性急な想いは、なかなか受け入れられないものです。「終活」という言葉は、普段は話題にしづらい死への導入の用語として、早めの段階で自らがプロデュースしていくためのきっかけに使える言葉です。まずは、お互いに心の準備期間が必要ではないでしょうか。

「いきる」という言葉は、「生き方」と「逝き方」、「おくる」という言葉は、遺族に託する「贈り方」と遺族の「(見)送り方」の、それぞれ両方の意味を合わせ持っています。いかに死んでいくかと、いかに生きるかは表裏の関係にあり、自分の夢や理想と遺される人の幸せのバランスを上手に考えていくための工夫が求められています。



自己や他者を見つめなおす機会としての「終活」

亡くなった人の意思と離れたところで、相続人同士がもめてしまい、相続が「争族」になるという現象を回避したいという気持ちが、備えとしての「終活」を必要とする理由の1つでしょう。

相続という事象は、法的には「死亡という事実」と「自分が相続人であること」によって構成されています。例えば、夫が亡くなり、妻と子ども3人が相続人の場合、遺言がない場合は法律で妻の相続分が2分の1、子どもたちは残りの2分の1を3で割った6分の1ずつと定められています。しかし、もし「2分の1は妻、2分の1は長男にそれぞれ相続させる」というような遺言があった場合はどうでしょう。その場合でも、遺留分^{*1}という制度で、遺留分の権利を行使するという意思表示に基づき、法律で定められた相続分の2分の1つまり6分の1×2分の1=12分の1が、残りの2人の子どもにも法によって最低保障されています(表)。

このことは、「遺す」という行為は、亡くなる者の意思だけでは決まらないものの、一定の範囲内ではその意思が尊重されるという二面性を持っており、特に、複数の遺産の種類があれば、どの遺産を誰に引き継がせたいかを遺言によってある程度決められるということを示しています。

法定相続人	各人	遺留分の割合
配偶者のみ	配偶者	2分の1
配偶者と子 (子2人の場合)	配偶者	4分の1
	子(1人につき)	8分の1
配偶者と父母	配偶者	3分の1
	父母	12分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	2分の1
	兄弟姉妹	なし

表 法定相続人の違いによる遺留分の割合の例
法定相続分の2分の1の割合とされている。

ここに、「思いやりの遺し方」や「遺された者の間のバランス」を考えるヒントが隠されているように思います。つまり、相続人に対して、法律が一定の配慮をしていることの意味を考えてみることです。遺言は、思いやりをかたちで表す手段です。「あの人にはあげたくない」といった感情を考え直し、自己や、他者との関係を見つめ直す「契機としての終活」の一場面にもなるのではと思います。

家族間コミュニケーションの機会としての「終活」

遺言やエンディングノートなど、さまざまなかたちで意思を伝える手段はありますが、何より大切なのは、家族間をつなぐコミュニケーションのあり方ではないでしょうか。

死に向かう人の痛みを受け止め、それに応えていくという場面は、自分自身と家族とが互いに見つめ合い、思いやりや優しさが直接に求められることでもあります。それぞれが残された時間の中で過去を振り返り、これからの限られた時間をどう過ごすかが問われます。

もちろん、家族をめぐる問題は、それまでのさまざまな過去の集積であり、その間に争いや問題を抱えてしまうこともあるでしょう。家族間における潤滑なコミュニケーションができないからこそ、「終活ブーム」という社会現象を招いているともいえます。しかし、死という事態とそれまでの多様な関係性の両方を内包しながら経過する時間は、それまで語られてこなかった、もう一つの物語を生み出していく契機にもなり得るものです。死に向き合うことにより、自己がそれまで語り得なかった思いへの気づきが生まれます。その思いに関する語りを、家族が受け止める…それは、家族に戸惑いや反発を一時的には引き起こすものであっても、限られた時間の中で、可能な範囲では希望を叶えてあげたいという想いと、できないことはできない



という現実の説明の吐露^{とろ}として表明されていくことで、新たな展開が生まれていくこともあるでしょう。

例えば、なぜ、樹木葬にしたいのか、そのように本人が考えるに至った想いが語られれば、そこから、家族のあり方そのものを考え直していく契機になったりするかもしれません。また最近「墓友^{はかとも}」という言葉があるように、「あなたとは別々のお墓に入りたい」と配偶者に突然言われ、戸惑うケースもあります。それは、過去のすべてを揺さぶられる事態でしょう。

これまで語られてこなかったもの、語り得なかったものの向こう側によろやくたどり着くことによって、「人生のバトン」は「家族の絆」となって引き継がれていくこともあります。辛いプロセスでもありますが、それを乗り越えて行くために新たな関係性が求められる場でもあります。このように「終活」というものは、本来、死に向かう人をめぐる「家族間調整」という特質を強く持っているように思います。

「終活」をサポートする側に求められること

「終活」は、死に向かう人と遺される人々との間の関係だけでは十分に機能していきません。死に向かう人の想いや、遺される人々の現実と向き合い、その多様なニーズを実現していく第三者として、葬祭業者、医療・福祉・宗教関係

者、法律家・心理臨床家などの専門家や各種プランナーなど、さまざまな人々の関わりが不可欠です。

そうした人々は、あくまで、自己や家族の「自律」と「個人の尊重」の機会として、さまざまなメニューから選ばれたサポートを提供していく必要があります。さまざまな希望やニーズを酌みながら、現在の社会事情、住宅事情（例えば、葬儀場所が決まるまで遺体を安置する「遺体ホテル」などもあるといいます）、家庭環境、価値観の変化を十分に踏まえ、無理のないかたちで、現実との直面を果たしていくものでなければなりません。

そして、そのような場面では、第三者の側にも当事者と同様の思いやりと優しさが求められます。当事者と同じように死という事態に真摯^{しんし}に向き合い、死に向かう人の意思だけを見つめることから少し距離を置いて、家族をめぐる全体の状況を視野に入れていくという「関係調整的な機能」も兼ね備えているということ、十分に意識している必要があります。その意味で、「終活」にかかわる第三者には、大きな役割と責任が課せられているのです。

また、死に向かう人がいわゆる「おひとりさま」であれば、自分の想いを誰かに託したいという気持ちや希望を、正面から受け止める大役を担うことにもなります。そうしたニーズを受け止める側には、消費者からみて継ぎ目のないワンストップサービスのできる体制と、さまざまな業種や専門家との連携が求められています（その実例や関係のあり方の詳細は、経済産業省「安心と信頼のある『ライフエンディング・ステージ』の創出に向けた普及啓発に関する研究会報告書」*²を参照してください）。

最近の「終活ブーム」の様相は、ある側面においては、高齢者を対象とした新たな消費者問題の発生を予感させるものがあります。この場合「終活」トラブルは、家族や事業者が絡み合う、より複雑な形態になることを危惧します。





その意味で、持続的で自律的な活動を可能とする基盤の整備を図るという視点からも、「終活」をサポートする人や組織の健全な業務のあり方は、今後さらに検討されていかなければなりません。そこには人生の最終ステージに立ち会う者としての十分な理解や見識が必要とされることでしょう。

「終活」という言葉が、一時のブームやムードに終わることなく、その内実がしっかりと受け

止められ、温かなまなざしのもとで思いやりと優しさを伝えていくかたちとなることを願っています。安心と信頼のライフエンディング・ステージが創出され、その形成へと結実していくことが、今、強く求められているのです。

* 1 兄弟姉妹を除く、一定の相続人のために法律上取得することが保証されている相続財産の一定の割合のこと。

* 2 <http://www.meti.go.jp/press/2012/04/20120426006/20120426006-3.pdf>

コラム

年々増加する葬儀サービスのトラブル

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）によると、葬儀サービスに関する相談は年々増加傾向にあります。

特に高齢者からの相談は2012年度では全体の約4割、そのうち「契約・解約」に関する相談は半数以上を占めています。主な内容としては、「価格、サービス内容の事業者側からの説明が不十分」といったもののほか、葬儀サービスに対する消費者のニーズが多様化し「家族に負担のかからないように簡素な葬儀を」と望む消費者も多くなったことから、実際に「簡素な葬儀を希望したのに高額な料金を請求された」というようなものもみられます。また、「虚偽説明」「無断でサービス追加」「パック内の不要サービス」「見積金額以上の請求」「高額な解約料」などに対する相談も寄せられています。

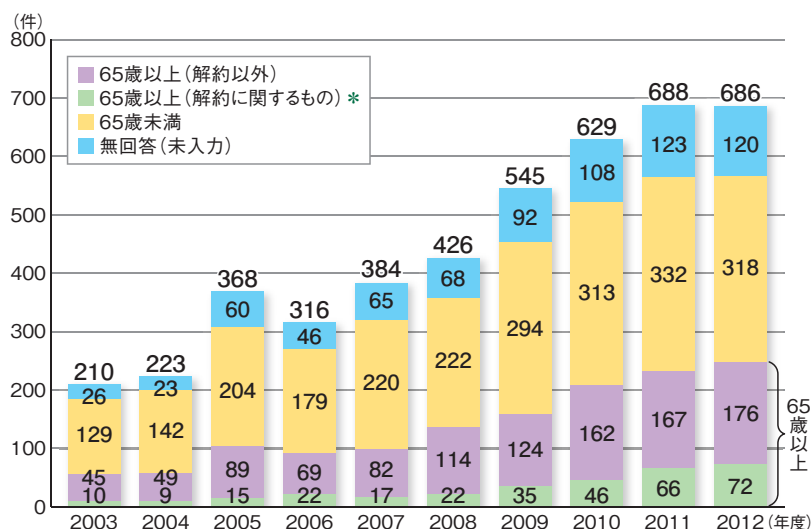
公正取引委員会による過去の公表資料*でも「消費者は、葬儀サービスの内容や料金について

よく理解しないままに葬儀業者と契約してしまうなど、十分な知識を持って適切に事業者を選択することが必ずしもできていない状況」が指摘されています。トラブルにあわないためにも、以下の点に注意しましょう。

▶ どのくらいの費用がかかるかなどについて、生前に業界団体へ相談するなどして葬儀に関する最低限の知識を得ておくとともに、自分がどのような葬儀を希望しているのか、家族ともよく話し合っておく。できるだけ1人で判断しないことが大切。

▶ 契約前には必ず見積書を書面でも出してもらい、そのほかに必要な経費の有無を確認する。分からない点は納得できるまで事業者に質問し、信頼できる事業者かどうか判断する。

契約で不明な点があったりトラブルにあったときは、消費生活センターなどに相談してください。



* 2005年7月公表「葬儀サービスの取引実態に関する調査報告書」

〈参考資料〉

「増加する葬儀サービスのトラブル」
(2006年6月国民生活センター公表)

図 「葬式」に関する高齢者からの消費生活相談は増加傾向

消費者庁「平成25年版消費者白書」より
PIO-NETに登録された「葬式」に関する消費生活相談情報（2013年4月30日までの登録分）。

* 「解約に関するもの」とは、「解約」「解約料」「返金」「クーリング・オフ」に関するもの。